

第1回 資源循環自治体フォーラム

～地方創生 2.0 に向けた官民の連携強化～

第二部 第1・2セッション テーマ2 資料集



令和7年9月12日

大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)

環境省・環境省近畿地方環境事務所

大阪府

3R・資源循環推進フォーラム

第二部プログラム (@4F・5F 各会議室)

(以下敬称略)

◆ 第1セッション (13:45～14:45) / 第2セッション (14:55～15:55)

(1)使用済製品のリユースの推進 @5F 視聴覚スタジオ

<テーマ内容>

- 事業者等と連携し、市民がモノを捨てる前にリユースできるような仕組みづくりについて
- 入学・卒業、引っ越し、生前整理・遺品整理時等のライフステージに応じて出てくる不用品のリユースを推進するにはどうしたらよいか

<プログラム>

- ・「環境省におけるリユースの取組について」 13:45～13:55 / 14:55～15:05
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 齋藤 那奈
- ・「リユース業界団体との連携による 13:55～14:05 / 15:05～15:15
循環型まちづくりの推進」
東京都稲城市 都市環境整備部 生活環境課 ごみ・リサイクル係 遠山 幸樹
- ・「循環型社会の実現 リユースの促進による 14:05～14:15 / 15:15～15:25
ごみ減量事例のご紹介」
株式会社ジモティー ジモスポ事業開発部 事業開発G マネージャー 鑛 太一
- ・意見交換、全体共有 14:15～14:40 / 15:25～15:50
- ・まとめ 14:40～14:45 / 15:50～15:55

(2)自治体と事業者が連携したプラ回収・再商品化の推進 @4F 大会議室1

<テーマ内容>

- プラ回収量を増やす、リサイクル率を向上させるための課題について

<プログラム>

- ・「プラスチック資源循環の推進について」 13:45～13:55 / 14:55～15:05
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 牧 佳希

- ・「KOBE PLASTIC NEXT
エコノバ(資源回収ステーション)」
兵庫県神戸市 環境局 資源循環課 課長 井関 和人 13:55～14:05 / 15:05～15:15
- ・「動静脈×官民連携による
プラスチックリサイクルの高度化について」
大栄環境株式会社 経営管理本部システム部/資源循環システムズ株式会社 取締役 瀧屋 直樹 14:05～14:15 / 15:15～15:25
- ・意見交換、全体共有 14:15～14:40 / 15:25～15:50
- ・まとめ 14:40～14:45 / 15:50～15:55

(3)小型家電リサイクル・リチウム蓄電池等の適正処理の推進 @4F 中会議室1

<テーマ内容>

- 使用済み小型家電の回収量を増やし、資源循環を促進するための課題について
- リチウム蓄電池等の分別回収や火災防止対策等の課題について

<プログラム>

- ・「小型家電リサイクル法の最近の動向について」 13:45～13:50 / 14:55～15:00
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室 小林 勇太
- ・「廃棄物処理施設等におけるリチウム蓄電池に
起因する火災事故を防ぐための取組について」 13:50～13:55 / 15:00～15:05
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 脱炭素調整係長 國分 綾希子
- ・「小型家電リサイクル回収量拡大に向けた取り組み」 13:55～14:05 / 15:05～15:15
一般社団法人小型家電リサイクル協会 会長 金城 正信
- ・「廃棄物分別特化AIエンジン Raptor VISION」 14:05～14:15 / 15:15～15:25
株式会社PFU 次世代事業開発部 Raptor事業開発部 商品開発課 本江 雅信
- ・意見交換、全体共有 14:15～14:40 / 15:25～15:50
- ・まとめ 14:40～14:45 / 15:50～15:55

(4)サステナブルファッションの推進 @4F 中会議室2

<テーマ内容>

- 各自治体の現状の課題共有と回収後の出口についての意見交換
- 国から提供する情報やツールに関する意見交換

<プログラム>

- ・「サステナブルファッションの推進 13:45～13:55 / 14:55～15:05
ーこれからのファッションを持続可能にー」
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 田川 怜
- ・「大阪府豊中市における子供服リユース 13:55～14:05 / 15:05～15:15
「おゆずりぐるり」の取組みについて」
特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21 事務局長 廣田 学
- ・「京都市の取組(サステナブルファッションの推進等)」 14:05～14:15 / 15:15～15:25
京都府京都市 環境政策局 地球温暖化対策室 吉澤 佑夏
- ・意見交換、全体共有 14:15～14:40 / 15:25～15:50
- ・まとめ 14:40～14:45 / 15:50～15:55

(5-1)下水汚泥資源の肥料利用の推進 @4F 大会議室3 ※第1セッションのみ

<テーマ内容>

- 下水汚泥資源の肥料利用を進めるにあたり必要なことは？
- 自治体・企業として、エンドユーザーに汚泥肥料を使用してもらうために、何をすれば良いと思うか？

<プログラム>

- ・「下水汚泥資源の肥料利用の推進に向けた取組」 13:45～13:55
国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課 脱炭素化・資源利用推進室
課長補佐 尾崎 智弘
- ・「資源循環「こうべ再生リン」プロジェクト」 13:55～14:05
兵庫県神戸市 建設局 下水道部 計画課係長 清水 武俊
- ・「循環型社会に向けた下水汚泥肥料の緑地活用
ー 緑化資材のパイオニアとしての取り組みー」 14:05～14:15
富士見工業株式会社 取締役社長室 室長 山本 縁

- ・意見交換、全体共有
- ・まとめ

14:15～14:40

14:40～14:45

(5-2)使用済紙おむつリサイクルの推進 @4F 大会議室3 ※第2セッションのみ

<テーマ内容>

- 使用済み紙おむつのリサイクルを地域で進めるには、何がボトルネックか？
- 紙おむつリサイクルを持続可能にするには、地域のどの事業者と連携できるか？

<プログラム>

- ・「使用済紙おむつの再生利用等の促進に向けた取組について」 14:55～15:05
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 循環型社会推進室
鳥居 哲也
- ・「使用済紙おむつ再生利用プロジェクト」 15:05～15:15
愛知県蒲郡市 企画部 企画政策課 サークュラーシティ推進室長
羽田野 裕昭
- ・「使用済み紙パンツのリサイクルシステムの実現による
プロダクトライフサイクルを通じた循環型モデルの構築」 15:15～15:25
ユニ・チャーム株式会社 Recycle事業推進室
織田 大詩
- ・意見交換、全体共有 15:25～15:50
- ・まとめ 15:50～15:55

(6)食品ロス削減・食品リサイクルの推進 @5F 大会議室2

<テーマ内容>

- 食品リサイクル・・・食品循環資源のリサイクル率向上に向けた自治体の意義・役割
- 食品ロス・・・フードテックによる食品ロス削減(アップサイクルやフードシェア等)

<プログラム>

- ・「食品リサイクル推進に向けて」 13:45～13:50 / 14:55～15:00
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 主査 小田戸 聡
- ・「食品ロス削減に向けて」 13:50～13:55 / 15:00～15:05
消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室 係長 橋本 浩子

- ・「生活者と企業、自治体の共創がひらく、
食品ロス削減の新たな道」
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 経営企画グループ サステナビリティ推進室
高橋 諒
13:55～14:05 / 15:05～15:15
- ・「奈良市における給食残さの資源化、
食品ロス削減の取り組み」
奈良県奈良市 環境部 廃棄物対策課長
山森 直人
14:05～14:15 / 15:15～15:25
- ・意見交換、全体共有
14:15～14:40 / 15:25～15:50
- ・まとめ
14:40～14:45 / 15:50～15:55

(7)家庭ごみの分別回収の推進 @5F セミナー室2

<テーマ内容>

- 分散型資源回収拠点の活用にあたり想定される課題
- 分別収集の実施に向けた課題など

<プログラム>

- ・「一般廃棄物の分別収集について」
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 主査
石井 颯杜
13:45～13:50 / 14:55～15:00
- ・「資源持込型施設「エコドーム」の活用」
岐阜県輪之内町役場 住民環境課
陸田 友彦
13:50～14:00 / 15:00～15:10
- ・「入間市での官民連携による家庭系廃食油の
回収・リサイクル事業」
埼玉県入間市 環境経済部 エコ・クリーン政策課
榎本 寛
14:00～14:10 / 15:10～15:20
- ・「使用済み油の回収及び持続可能な
航空燃料の普及に関する取り組み」
大阪府吹田市 環境部 環境政策室 主幹
和田 亜由美
14:10～14:20 / 15:20～15:30
- ・意見交換、全体共有
14:20～14:40 / 15:30～15:50
- ・まとめ
14:40～14:45 / 15:50～15:55

(8)森林資源の循環利用の推進 @5F 中会議室3

<テーマ内容>

- 企業や地方公共団体で木材利用を進める(始める)ために、消費者や住民へのアピールに有効な項目は何か
- それらのアピールに取り組む、企業や地方公共団体のインセンティブのために必要な要素は何か

<プログラム>

- ・「森林資源の循環利用の推進(林野庁)」 13:45~13:55 / 14:55~15:05
林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進官 牧野 秀史
- ・「森林資源の循環利用の推進(京都市)」 13:55~14:05 / 15:05~15:15
京都府京都市 産業観光局 農林振興室 木の文化推進課 課長 小林 仁大
- ※・「サステナビリティ経営推進における木造取組」 14:05~14:15 / 15:15~15:25
日本生命保険相互会社 不動産部店舗企画室 調査役 奥野 剛司
- ・意見交換、全体共有 14:15~14:40 / 15:25~15:50
- ・まとめ 14:40~14:45 / 15:50~15:55

◆ 第3セッション (16:05~17:00) @4F・5F 各会議室

- ・各テーマごとの意見交換 @4F・5F 各会議室

- ・スタートアップ企業による革新的な技術やビジネスモデルの紹介

@4F 大会議室3

<プログラム>

- ・「資源循環市場の創出に向けたスタートアップの活動紹介」 16:10~16:20
一般社団法人資源循環推進協議会 事務局長 笹木 隆之
- ・「廃石膏ボードの地産地消型資源循環モデル」 16:20~16:30
株式会社GYXUS 代表取締役 平田 富太郎
- ・「IOTスマートゴミ箱「SmaGO」を、街の”資源循環ステーション”に」 16:30~16:40
株式会社フォーステック 取締役COO 岸 貴義

《第二部 第1セッション 第2セッション》

【テーマ2】

「プラスチック資源循環の推進について」

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課
容器包装・プラスチック資源循環室
牧 佳希

プラスチック資源循環の推進について

～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における自治体の取組み～

2025年9月12日
環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

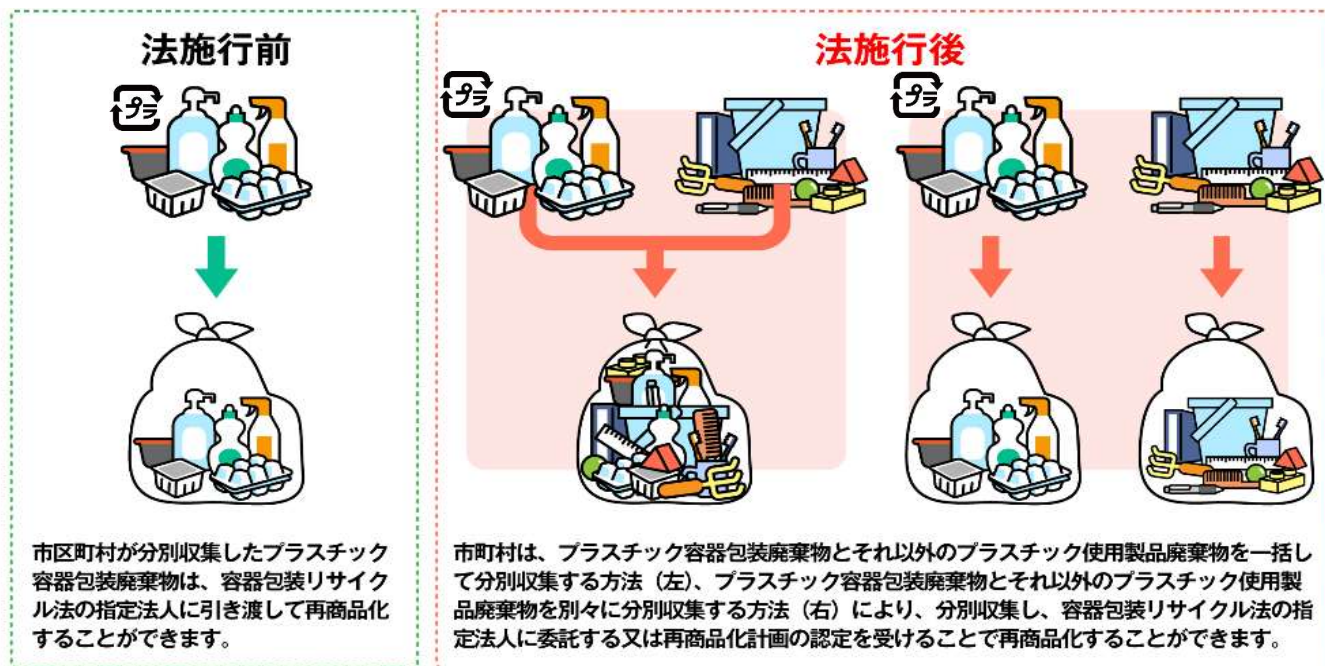
設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  ＜付替えボトル＞
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜プラスチック資源の例＞
	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞
	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



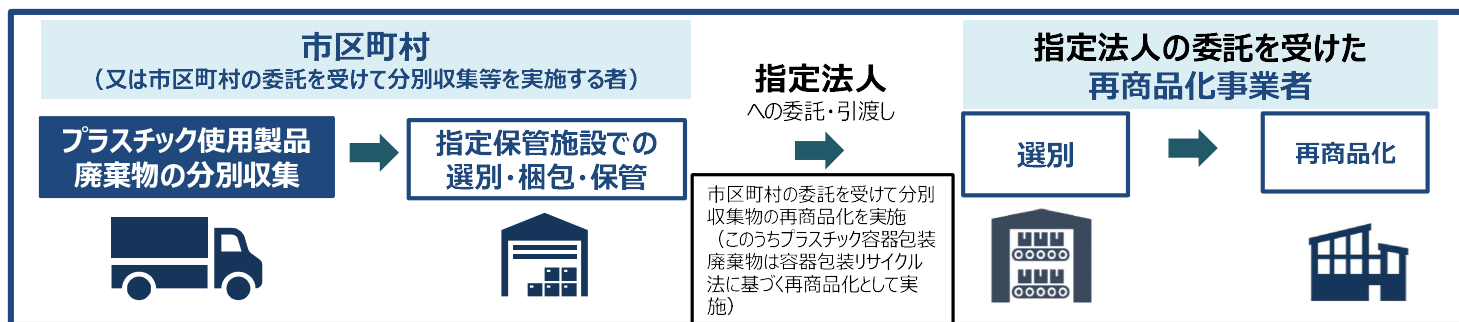
容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施
再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

2

プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

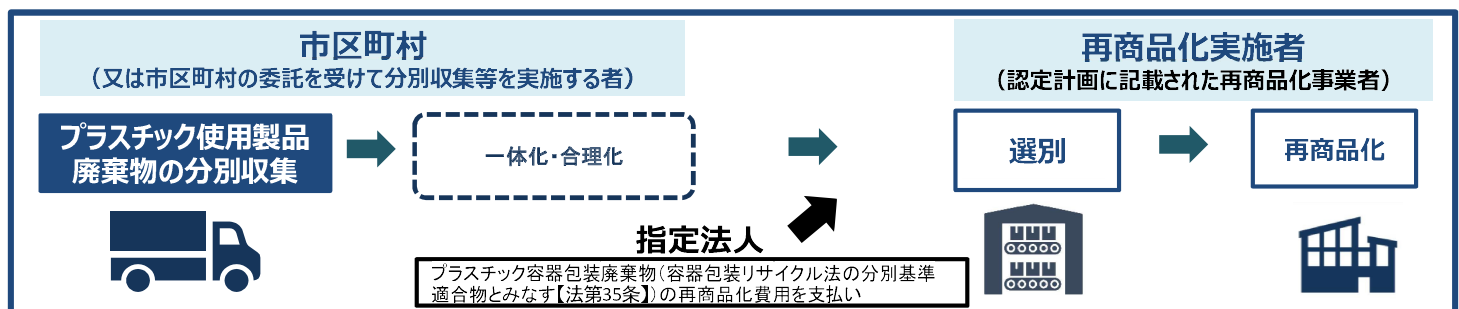
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要がある。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要がある。

3

容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）と認定再商品化計画に基づきリサイクルを行う方法（第33条）の主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	適用されない （リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により 省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定 する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（＝再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 市区町村が決定 する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（当面の間）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たさない場合がある

4

令和6年度までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始した地方公共団体数及び量



（令和6年4月8日：日本容器包装リサイクル協会発表）

都道府県	地方公共団体	数量（ト）
北海道	7	3,659
岩手県	1	315
宮城県	4	3,437
福島県	1	1,289
栃木県	1	2,000
群馬県	4	2,124
埼玉県	2	4,500
千葉県	1	459
東京都	17	24,331
神奈川県	3	19,270
富山県	1	377
福井県	1	331
長野県	16	4,177

都道府県	地方公共団体	数量（ト）
岐阜県	1	10
静岡県	1	1,198
愛知県	12	35,521
三重県	1	1,150
京都府	1	3,294
兵庫県	2	475
和歌山県	1	265
岡山県	2	3,983
広島県	1	850
愛媛県	1	320
福岡県	2	751
熊本県	1	498
鹿児島県	2	720
合計	87	115,302

※プラスチック資源循環法が施行してから新たに**プラスチック製容器包装**の回収を開始した自治体数は**44**

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r05/pla02.pdf>)

5

(令和7年4月7日：日本容器包装リサイクル協会発表)

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
北海道	8	3,653
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	2	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	5	2,444
東京都	31	38,160
神奈川県	12	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	25	6,633

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
岐阜県	1	9
静岡県	5	1,738
愛知県	20	34,204
三重県	1	1,200
京都府	3	3,660
大阪府	2	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	7	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	4	1,302
合計	156	187,321

※地方公共団体数は、市町村及び組合を含む値であり、構成市町村の総数は197自治体となる。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

6

再商品化計画の認定事例について

これまでの認定事例（法33条）

市町村名 (認定日)	計画期間	分別収集物		収集、運搬 又は処分を行うもの	再商品化製品
		種 類	量(t/年)※		
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	13,104 1,456 14,560	J&T環境株式会社 (宮城県仙台市)	ペレット等
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31 (2年3か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	1,174 250 1,424	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	3,868 318 4,186	株式会社TBM (神奈川県横須賀市)	ペレット
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	2,777 1,832 4,608	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
富山地区広域圏事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	6,354 381 6,735	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	2,120 544 2,664	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
砺波広域圏事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	956 273 1,229	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	59 6 65	株式会社岐阜リサイクルセンター (岐阜県安八郡輪之内町)	減容品
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	1,643 249 1,892	日鉄リサイクル株式会社 (千葉県君津市)	コークス炉化学原料
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	2,096 334 2,430	日鉄リサイクル株式会社 (愛知県東海市)	コークス炉化学原料
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	42 12 54	株式会社青南商事 (青森県青森市)	ペレット等
福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	0 134 134	株式会社ピートルエンジニアリング (福岡県北九州市)	フレーク
三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	0 10 10	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	ペレット
大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R7.3.31 (1年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	4,420 0 4,420	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市) DINS関西株式会社 (大阪府堺市)	ペレット等
京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26~ R9.3.31 (2年11か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	7,209 891 8,100	旭鉱石株式会社 (徳島県徳島市) DINS関西株式会社 (大阪府堺市) 栄伸開発株式会社 (大阪府大阪市) J & T 環境株式会社 (神奈川県川崎市) 株式会社Jサーキュラーシステム (神奈川県川崎市) 株式会社レソナック (神奈川県川崎市)	ペレット等 ガス化原料、 コークス炉 化学原料
三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31 (2年10か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	0 4,485 4,485	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	ペレット等

※量 (t/年)：再商品化計画期間平均値

7

再商品化計画の認定事例について（第33条）



市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31~ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31~ (2年3か月)	1,424	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	10	石川地方生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31~ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	5,394
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31~ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26~ R9.3.31~ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	309
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31~ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1~ R10.3.31~ (2年6か月)	194
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1~ R9.3.31~ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1~ R10.3.31~ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	896	合計	31件	84,719
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	143			

※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値

8

プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日に施行し、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化に要する経費について特別交付税措置を講じている。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村（又は委託業者）

リサイクル事業者

分別収集

選別・梱包・保管

運搬

再商品化

普通交付税措置

特定事業者が費用負担

プラスチック製品の分別収集（R4年度～）

市区町村（又は委託業者）

リサイクル事業者

分別収集

選別・梱包・保管

運搬

再商品化

特別交付税措置

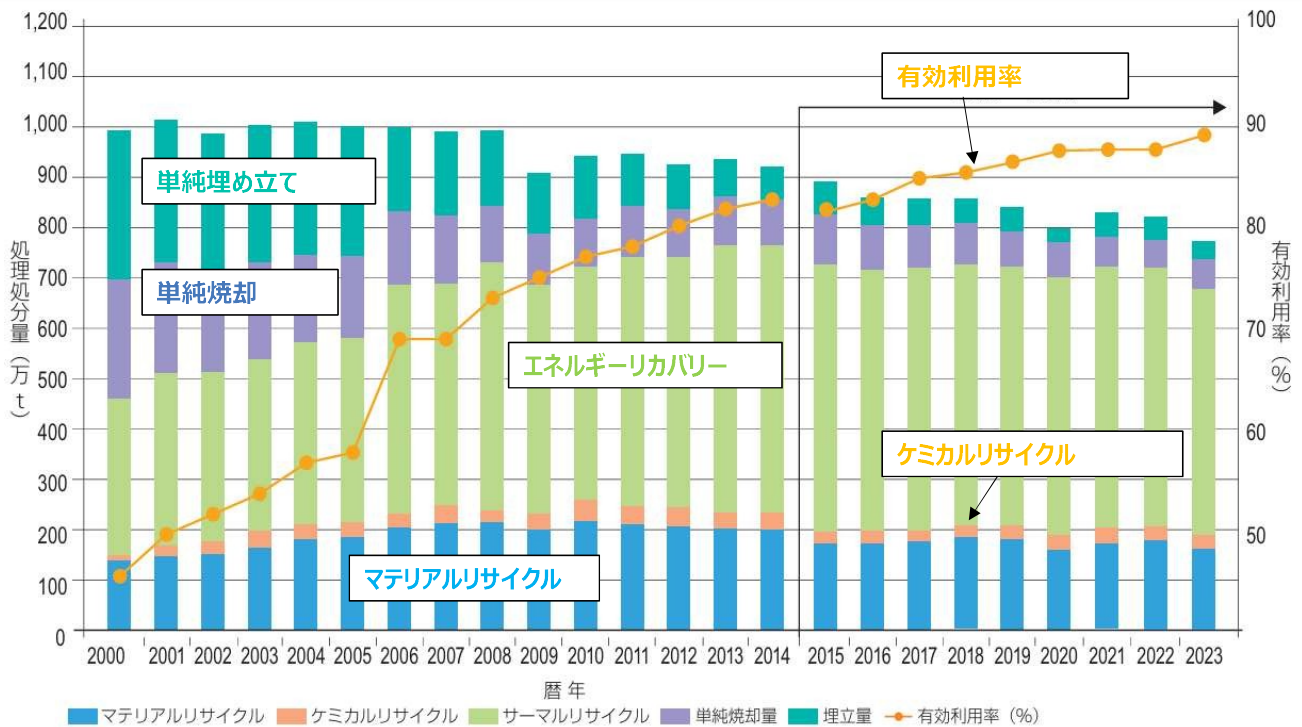
- 市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して特別交付税措置

$$\text{算定式(例)} \quad (A \text{ t} \times 8.8 \text{ 万円/t} + B \text{ t} \times 6.4 \text{ 万円/t}) \times 0.5$$

市町村の製品プラスチック分別収集量(トン) 分別収集の標準的な単価 市町村の製品プラスチック再商品化量(トン) 再商品化の標準的な単価

9

- 日本のリサイクル量は年々増加し、単純焼却、単純埋立量は減少し、単純焼却、単純埋立の合計量は、全体の11%。
- 2023年の有効利用率は89%。



プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況
一般社団法人プラスチック循環利用協会 2024年12月発行

10

プラスチック資源の分別収集に係る循環交付金の要件化について

交付金制度の概要

■ 交付金の交付

- 市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を行う計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

■ 交付対象施設

- マテリアルリサイクル推進施設（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等）
- エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等）
- 最終処分場
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業等

■ 交付率

- 交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

要件化について

プラスチック資源循環法を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援する仕組みとした。

■ 要件

プラスチック資源循環法に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること又は地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと。

■ 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く。）

■ プラ分別の範囲

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること。

■ 要件適用のタイミング・経過措置

プラスチック資源循環法の施行日（令和4年4月1日）から適用。

ただし、施行日までに環境大臣に提出された地域計画に基づく事業には経過措置を適用。